特定災害防止準備金(維持管理積立金)制度の
税務手続きに関する手引き

平成 31 年2月

公益社団法人　全国産業資源循環連合会

【　はじめに　】

本手引きについては、平成 30 年度環境省請負業務を受託した公益社団法人全国産業資源循環連合会により作成されたものである。

【　目　次　】

＜税制特例措置について＞

Ⅰ．特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等の税制特例措置　・・・・・・・・・　２

１．税制上の特例措置の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

２．税制上の特例措置の内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

３．対象税目　・・　２

Ⅱ．法人　・・・　２

１．積み立て　・・　２

２．取り崩し（取り戻し）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

Ⅲ．個人（個人事業者）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

１．積み立て　・・　５

２．取り崩し（取り戻し）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

Ⅳ．（参考）ウェブサイトリンク　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

【 参考資料　】　・・　７

＜税制特例措置について＞

Ⅰ．特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等の税制特例措置

1．税制上の特例措置の概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。）第8条の5第1項（第15 条の2の4において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定の最終処分場の設置者（以下「処分場設置者」という。）は、最終処分場における埋立処分の終了後に必要な維持管理を適正に行うため、埋立処分の終了までの間に、埋立処分の終了後から施設の廃止に至るまでの間の維持管理に必要な費用（以下「維持管理費用」という。）を維持管理積立金として、独立行政法人環境再生保全機構に積み立てておくことが義務付けられております。

特定廃棄物最終処分場の適正な維持管理の実施を図るため、処分場設置者が維持管理積立金の積み立てを行った場合には、租税特別措置法（昭和32 年法律第26 号。以下「租特法」という。）第20 条の2、第56 条及び第68 条の46 の規定に基づき、一定の要件のもとで、その積立額について損金又は必要経費に算入することができる税制上の特例措置があります。

2．税制上の特例措置の内容

本特例措置は、青色申告書を提出する法人又は個人を対象としており、その法人又は個人が積立金を積み立てた金額について、一定の条件のもとに優遇措置が受けられるとともに、その後に積立金を取り崩した場合などの取り扱いについて定められています。

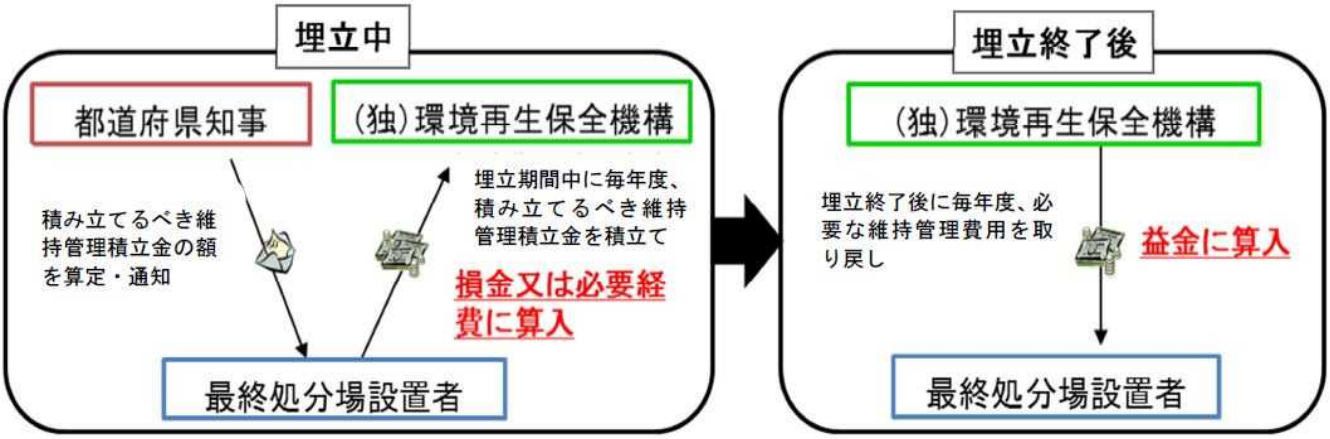

3．対象税目

法人税、所得税、地方法人税、個人住民税、法人住民税、事業税

Ⅱ．法人

1．積み立て

① 損金算入

青色申告書を提出する法人のうち、廃掃法第8条第1項又は第 15 条第1項の許可を受けたものが、平成 10 年6月17 日から平成32 年3月31 日までの期間内の日を含む各事業年度において、同法第8条の5第1項に規定する特定一般廃棄物最終処分場又は同法第 15 条の2の4において準用する同項に規定する特定産業廃棄物最終処分場（以下、「特定廃棄物最終処分場」という。）の埋立処分の終了後における維持管理費用の支出に備えるため、その特定廃棄物最終処分場ごとに、その事業年度において独立行政法人環境再生保全機構に維持管理積立金として積み立てた金額のうち、同機構が通知する額に相当する金額以下の金額を損金経理の方法により特定災害防止準備金として積み立てたとき、又はその事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により特定災害防止準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。（租特法第56 条第1項）

なお、連結親法人又は連結子法人の連結事業年度についても、同様の規定がある。（租特法第68 条の46）

② 特例措置の適用を受けられない法人

以下のいずれかに該当する場合、特例措置の適用を受けられないので留意が必要です。（租特法第56条第1項）

⑴ 白色申告書を提出する法人

⑵ 解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度

⑶ 合併（適格合併を除く。）により合併法人に移転する特定廃棄物最終処分場

③ 手続要件（規定）

本特例措置は、適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、その積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、その確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用できます。（租特法第56条第6項）

④ 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書

① 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	30・4・1 31・3・31	法人名	株式会社 ○○ （　　）

別表十二(六) 平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定廃棄物最終処分場の所在地	1	東京都○○市××1-2-3	翌期繰越額の計算	期首特定災害防止準備金の金額		6	円 10,000,000
特定廃棄物最終処分場の名称	2	○○産業廃棄物処分場		当期益金算入額	維持管理積立金の取戻しをした場合の益金算入額	7	0
					同上以外の場合による益金算入額	8	0
					計 (7)＋(8)	9	0
当期準備金積立額	3	円 2,000,000		当期準備金積立額のうち損金算入額 (3)－(5)		10	2,000,000
				期末特定災害防止準備金の金額 (6)－(9)＋(10)		11	12,000,000
積立限度額 （当期中に独立行政法人環境再生保全機構に積み立てた維持管理積立金の金額）	4	2,000,000	貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている特定災害防止準備金		12	12,000,000
				差引 (12)－(11)		13	0
				当期分	貸借対照表の取崩不足額 (9)－((3)－((12)－前期の(12)))	14	0
					当期に生じた差額の合計額 (5)＋(14)	15	0
積立限度超過額 (3)－(4)	5	0		前前期分以	前期末における差額 (前期の(13))	16	0

法 0301－1206

＜記載例＞

都道府県からの「維持管理積立金額」の通知額　　￥2,000,000

期首「特定災害防止準備金」の金額　　￥10,000,000【前期の別表十二(六)の11の金額】

当期「特定災害防止準備金」積立額　　￥2,000,000【上記3欄及び4欄へ記載】

期末「特定災害防止準備金」の金額　　￥12,000,000

＜補　足＞

- 平成28年度の税制改正により特定災害防止準備金の積立額のうち『先行積立に係る積立額』については、本特例措置の対象外となっております。
- 損金経理の方法により経理したことにより特定災害防止準備金として貸借対照表の資産の部に計上がない場合には、上記12欄の金額は「0円」となり、上記13欄は「12,000,000円」となります。

⑤　適用額明細書

平成 22 年度税制改正により、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成 22 年法律第８号）が制定され、これにより本特例措置の申請においては、法人税の申告書のほかに適用額明細書を作成し、法人税申告書に添付して税務署に提出する必要があります。

適用額明細書の添付がない場合は、租税特別措置法の適用が受けられない場合があります。

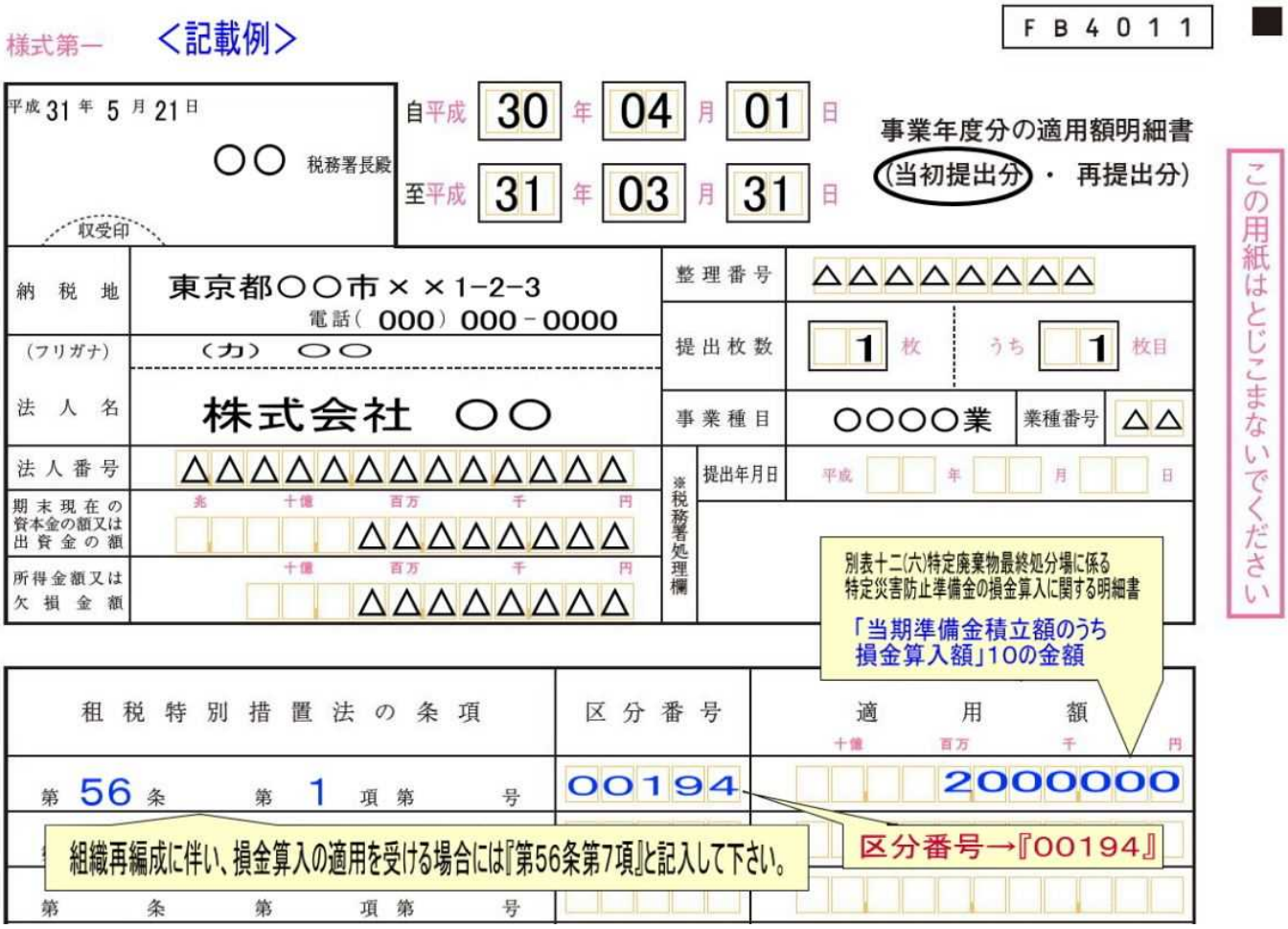

2．取り崩し（取り戻し）

①　益金算入

特定災害防止準備金を積み立てている法人が、維持管理積立金の積み立てをしている特定廃棄物最終処分場について維持管理を行う場合において、その特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の取戻しをしたときは、その取り戻しをした日における特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額のうちその取り戻しをした維持管理積立金の額に相当する金額は、その取り戻しをした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。（租特法第 56 条第２項）

なお、特定災害防止準備金を積み立てている法人が、次のいずれかに該当することとなった場合には、それぞれ定める金額をその該当することとなった日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。（租特法 56 条第３項、第４項及び第５項）

(1)　特定廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けた場合

その確認を受けた日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額

(2)　特定廃棄物最終処分場に係る施設の設置許可が取り消された場合

その取り消された日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額

⑶　特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の全部又は一部の取戻しをした場合
その取戻しをした日におけるその特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額のうち、その取戻しをした維持管理積立金の額に相当する金額
⑷　合併により合併法人に特定災害防止準備金に係る特定廃棄物最終処分場を移転したことにより、その特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を有しないこととなった場合
その合併の直前における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額
⑸　その他の理由により特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を有しないこととなった場合
その有しないこととなった日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額
⑹　法人が解散した場合（合併により解散した場合を除く。）
その解散の日における特定災害防止準備金の金額
⑺　特定災害防止準備金を積み立てている法人が、青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合
その承認の取消しの基因となった事実のあった日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における特定災害防止準備金の金額
⑻　特定災害防止準備金を積み立てている法人が、その事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、その事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、その事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき
その事業年度終了の日における特定災害防止準備金の金額
⑼　上記以外の理由で、特定災害防止準備金の金額を取り崩した場合
その取り崩した日における当該特定災害防止準備金の金額のうち、その取り崩した金額に相当する金額

Ⅲ.個人（個人事業者）

1．積み立て

①　必要経費算入

青色申告書を提出する個人のうち、廃掃法第８条第１項又は第 15 条第１項の許可を受けたものが、平成 10 年6月 17 日から平成 32 年3月 31 日までの期間内の日を含む各年において、同法第８条の５第１項に規定する特定一般廃棄物最終処分場又は同法第 15 条の２の４において準用する同項に規定する特定産業廃棄物最終処分場（以下、「特定廃棄物最終処分場」という。）の埋立処分の終了後における維持管理費用の支出に備えるため、その特定廃棄物最終処分場ごとに、その事業年度において独立行政法人環境再生保全機構に維持管理積立金として積み立てた金額のうち、同機構が通知する額に相当する金額以下の金額を特定災害防止準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。（租特法第 20 条の２第１項）

②　特例措置の適用を受けられない個人

下記のいずれかに該当する場合には、特例措置の適用を受けられないので留意する必要があります。（租特法第 20 条の２第１項）

⑴　白色申告書を提出する法人
⑵　事業を廃止した日の属する年

③　手続要件

この規定は、確定申告書に必要経費に算入される金額についての記載があり、かつ、その確定申告書に同項の積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。（租特法第 20 条の２第５項）

2．取り崩し（取り戻し）

①　総収入金額への算入

特定災害防止準備金を積み立てている個人が、維持管理積立金の積み立てをしている特定廃棄物最終処分場について維持管理を行う場合において、その特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の取り戻しをしたときは、その取り戻しをした日におけるその特定災害防止準備金の金額のうち、その取戻しをした維持管理積立金の額に相当する金額は、その取り戻しをした日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。（租特法第 20 条の２第２項）

なお、特定災害防止準備金を積み立てている個人が、次の⑴から⑺に該当することとなった場合には、それぞれ定める金額をその該当することとなった日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。（租特法第 20 条の２第３項及び第４項）

⑴　特定廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けた場合
その確認を受けた日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額
⑵　特定廃棄物最終処分場に係る施設の設置許可が取り消された場合
その取り消された日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額
⑶　特定廃棄物最終処分場に係る廃止の確認又は許可の取り消し以外の理由で、特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の全部又は一部の取り戻しをした場合
その取り戻しをした日における特定災害防止準備金の金額のうち、その取り戻しをした維持管理積立金の額に相当する金額
⑷　特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を有しないこととなった場合
その有しないこととなった日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額
⑸　事業を廃止した場合
その廃止した日における特定災害防止準備金の金額
⑹　特定災害防止準備金を積み立てている個人が、青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合
その承認の取消しの基因となった事実のあった日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の 12 月 31 日）における特定災害防止準備金の金額
⑺　上記以外の理由で、特定災害防止準備金の金額を取り崩した場合
その取り崩した日における当該特定災害防止準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

② 留意点
税務署に対して申告書を申告期限までに提出しなかったことなどにより、青色申告の承認が取り消された場合には、その後に再び承認を受けられる期間までの間、税制上の特例措置の適用ができないだけでなく、従前から積み立てた金額について、一時に課税の対象となりますので、ご留意下さい。

Ⅳ.（参考）ウェブサイトリンク

① 最終処分場維持管理積立金に係る維持管理費用算定ガイドライン（環境省）
http://www.env.go.jp/recycle/misc/calc_cr_fds/

② 特定災害防止準備金に関する明細書（国税庁）
http://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shinkoku/pdf/1557/61.pdf

③ 適用額明細書（国税庁）
http://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/hojin/010705/pdf2/204-2.pdf

【　参考資料　】

＜最終処分場に係る維持管理積立金制度について＞

Ⅰ．最終処分場維持管理積立金制度の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
Ⅱ．制度の概要 ・・ 8
Ⅲ．対象処分場 ・・ 8
１．対象処分場の範囲・・・ 8
２．対象処分場の拡大・・・ 8
Ⅳ．維持管理積立金の算定基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
１．埋立期間に基づいた算定基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
２．埋立容量に基づいた算定基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
３．平成１８年４月１日から新たに対象となる者への特例措置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
４．特定災害防止準備金を積んでいる者への特例措置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
５．先行積立 ・・ 11
Ⅴ．維持管理費用の総額 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
Ⅵ．都道府県への報告、維持管理積立金の通知・積立期限 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
Ⅶ．維持管理積立金の取り戻し（取り崩し） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

＜資料編＞

Ⅰ．税務手続書類（法人） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
１．特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書 ・・・・・・・・・ 13
２．適用額明細書 ・・ 14
Ⅱ．税制根拠条文 ・・ 15

＜最終処分場に係る維持管理積立金制度について＞

Ⅰ．最終処分場維持管理積立金制度の趣旨

廃棄物の最終処分場は、処分場の周辺住民に対する環境についての信頼性を高めるためにも、埋め立てが終了した後も廃棄物による環境汚染が生じないようにするために、浸出液の処理等の維持管理を継続的かつ長期間にわたり行う必要があり、そのためにも処分場設置者が埋立処分期間中だけでなく、埋立処分を受託することによる収入が得られなくなる埋立処分終了後の維持管理費用の発生について、あらかじめ埋立処分の期間中に、独立行政法人環境再生保全機構に対して、当該費用を積み立てなければならないこととされた制度です。

Ⅱ．制度の概要

廃掃法第８条の５第１項又は第 15 条第１項の規定に基づき、処分場設置者が、埋め立てが終わった後も環境に影響がない状態になるまでの一定期間、浸出する汚水等の処理が必要なため、これに要する費用を積立金（維持管理積立金）として、埋立期間中に独立行政法人環境再生保全機構に積み立てておく制度です。

その設置者は、当該最終処分場の埋立処分が終了した時に、維持管理積立金を取り戻すことができ、設置者が積立金を全額取り戻すまでの間、独立行政法人環境再生保全機構によりその積立金が管理されます。

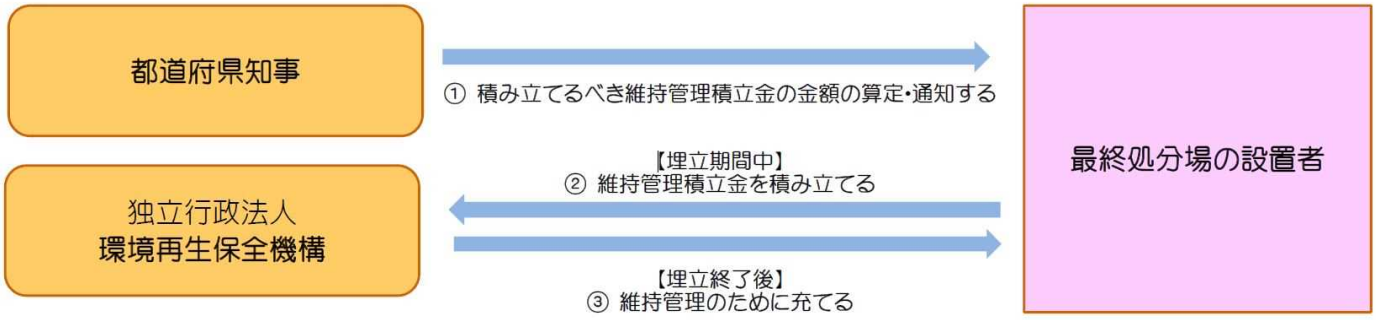

Ⅲ．対象処分場

１．対象処分場の範囲

①　特定一般廃棄物最終処分場

法第８条第１項の許可を受けた一般廃棄物最終処分場であって、国又は地方公共団体以外が設置等するもの（廃掃法施行規則第４条の８）

②　特定産業廃棄物最終処分場

法第 15 条第１項の許可を受けた安定型又は管理型の産業廃棄物最終処分場であって、国又は地方公共団体以外が設置等するもの（廃掃法施行規則第 12 条の７の６）

２．特定廃棄物最終処分場の範囲拡大

①　平成３年度税制改正

特定災害防止準備金制度の創設に伴い、信託財産として積み立てた「特定災害防止準備金」の金額について、一定の要件をもとに、損金の額又は必要経費に算入する税制措置が施行される

② 平成１７年4月１日施行
平成１７年4月１日以降に埋め立てを開始する「安定型産業廃棄物最終処分場」
③ 平成１８年4月１日施行
平成１０年6月１６日以前に埋立処分を開始した「一般廃棄物最終処分場」及び「管理型産業廃棄物最終処分場」
平成１７年4月１日前に埋立処分を開始した「安定型産業廃棄物最終処分場」

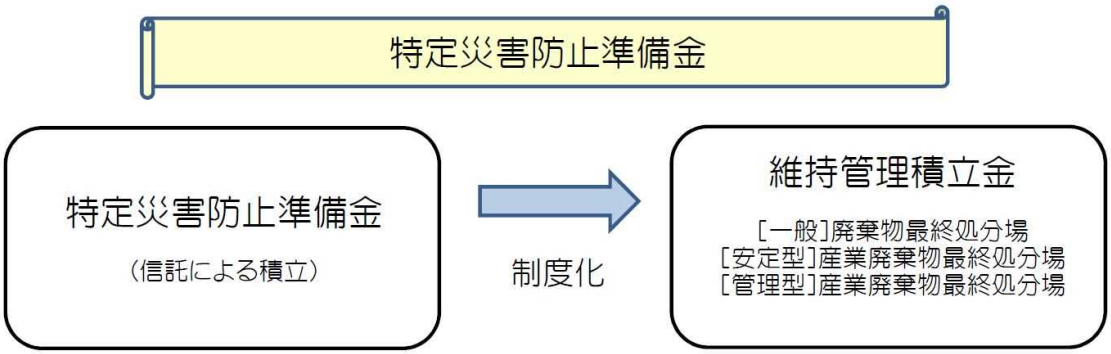

Ⅳ．維持管理積立金の算定基準

維持管理積立金の算定基準については、埋立期間及び埋立数量等を基準にした下記の算定基準があります。
また、処分場設置者の当該年度の収益状況をかんがみ、維持管理に必要とする費用を先行して積み立てることも可能としています。
（以下、環境省「最終処分場維持管理積立金に係る維持管理費用算定ガイドライン」参考資料より引用）

１．埋立期間に基づいた算定基準【規則第４条の９第１項】

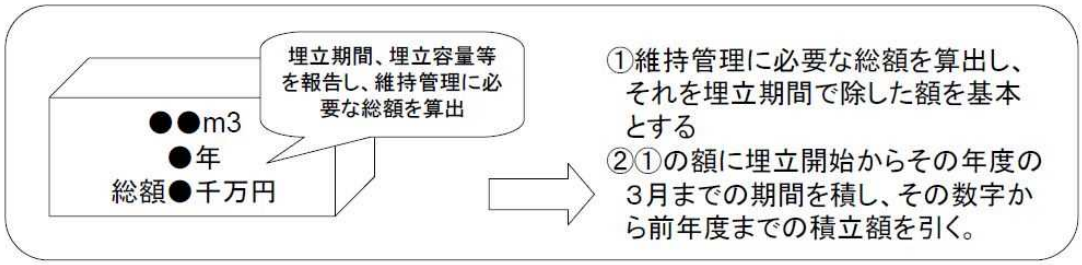

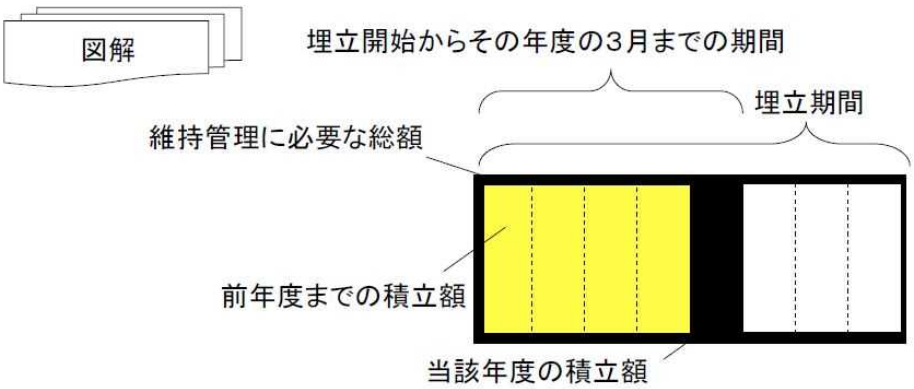

1．による当該年度に積み立てるべき維持管理積立金の額

$$= \text{総維持管理費用} \times \frac{\text{埋立開始から当該年度の3月までの月数}}{\text{埋立開始から埋立処分終了予定までの月数}} - \text{前年度までの積立額}$$

2．埋立容量に基づいた算定基準【規則第４条の９第２項】

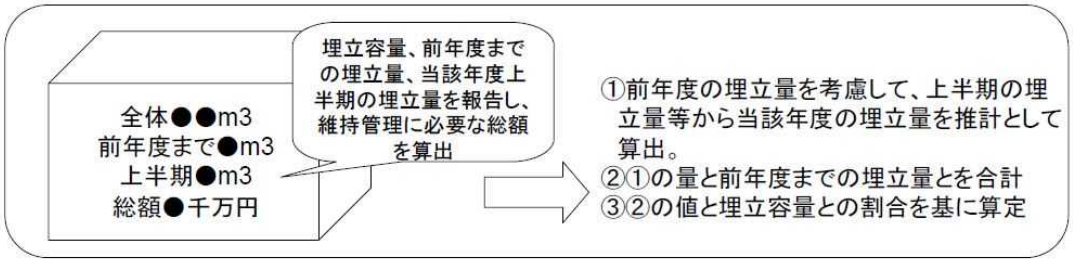

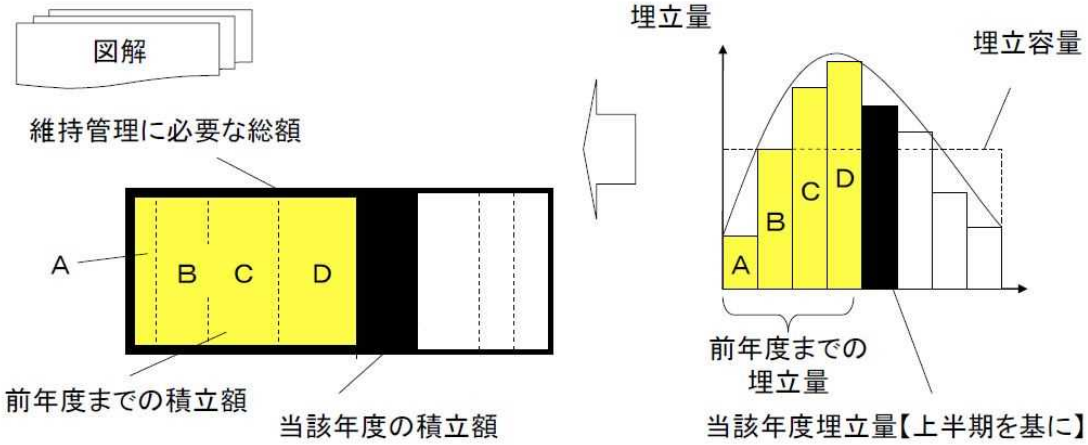

2. による当該年度に積み立てるべき維持管理積立金の額

$$= \text{総維持管理費用} \times \frac{\text{前年度までの埋立数量} + \text{当該年度上半期の埋立数量} \times \alpha}{\text{埋立容量}} - \text{前年度までの積立額}$$

3．平成１８年４月１日から新たに対象となる者への特例措置【規則附則第３条】

以下の①、②又は③を比較し、大きい額のものが積み立てるべき額となる。

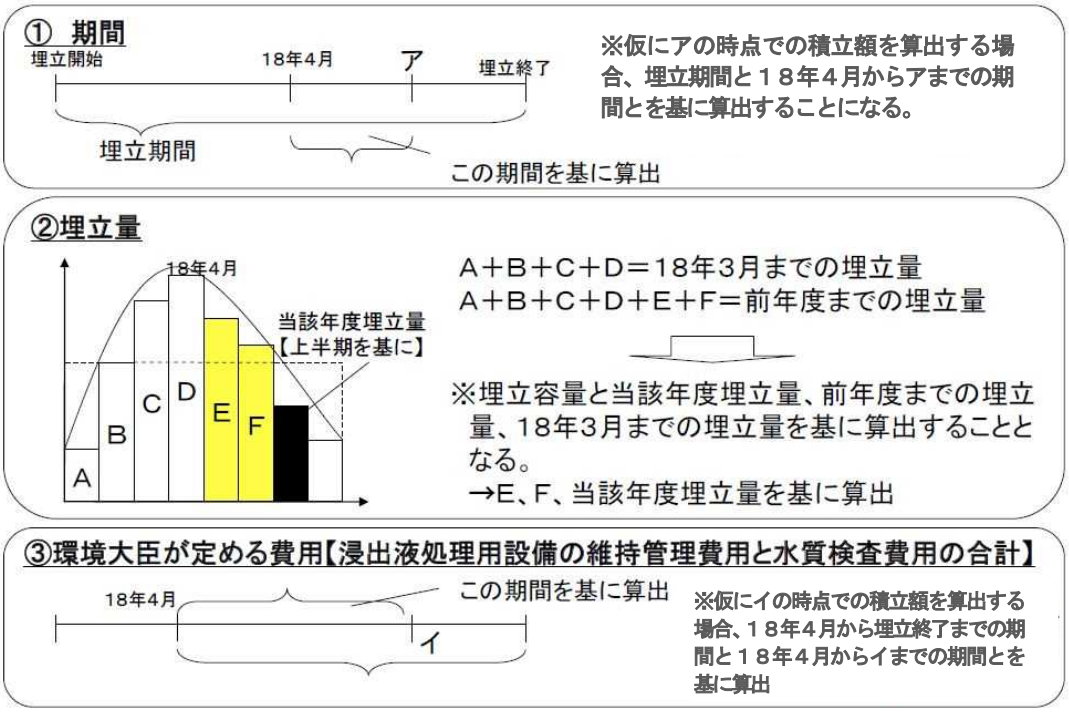

3. による当該年度に積み立てるべき維持管理積立金の額

$$①＝総維持管理費用 \times \frac{\text{埋立開始から当該年度３月までの月数} - \text{埋立開始から平成18年３月までの月数}}{\text{埋立開始から埋立処分終了予定 までの月数}} - \text{前年度までの積立額}$$

$$②＝総維持管理費用 \times \frac{\text{前年度までの埋立数量} + \text{当該年度上半期の埋立数量} \times \alpha - \text{18年３月までの埋立数量}}{\text{埋立容量}} - \text{前年度までの積立額}$$

$$③＝環境大臣が定める額 \times \frac{\text{埋立開始から当該年度３月までの月数} - \text{埋立開始から18年３月までの月数}}{\text{埋立開始から埋立終了予定年月までの月数} - \text{埋立開始から18年３月までの月数}} - \text{前年度までの積立額}$$

4. 特定災害防止準備金を積んでいる者への特例措置【規則附則第４条】

特定災害防止準備金を積んでいる場合は、維持管理に必要な総額を、当該準備金の額をかんがみ、算出することとする。算定基準は上記1～4に同じ。【経過措置】

図解

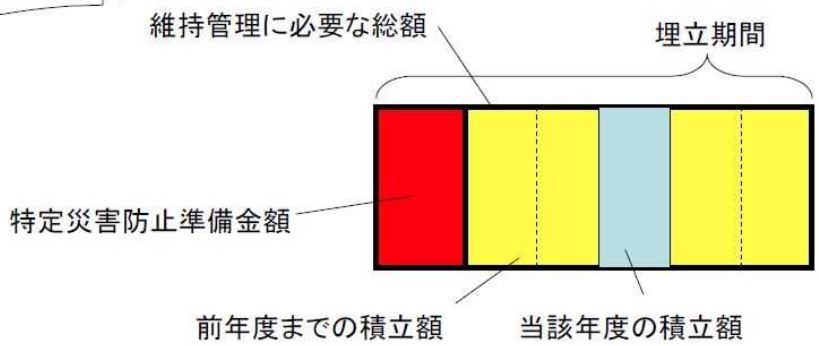

4. による当該年度に積み立てるべき維持管理積立金の額

4. による維持管理積立金は、特定災害防止準備金として積み立てた額を総維持管理費用（環境大臣が定める額）から差し引いたものとなる。

5. 先行積立【規則第４条の９第３項】

上記1～4にある算定基準に基づいて算定された当該年度の積立額に、企業の収益状況にかんがみ、増額して維持管理積立金として積み立てることが可能。

（注）先行積立による積立額については、平成 28 年4月1日より損金算入又は必要経費算入の税務上の特例措置の対象外となっております。

Ⅴ．維持管理費用の総額

維持管理費用の総額 ＝ 埋立終了時費用 ＋ 埋立終了後から廃止までの期間中の費用 ＋ 廃止時費用

ただし、埋立終了後から廃止までの期間中の費用については、下記の①又は②となります。

① 維持管理費用の総額 ＝（単年あたりに要する費用）×（埋立終了後から廃止までの年数）

② 維持管理費用の総額 ＝Σ（各年に要する費用）

Ⅵ．都道府県への報告、維持管理積立金の通知・積立期限【規則第４条の１０及び第４条の１１】

毎年下記のスケジュールで、維持管理積立金が通知され、積み立てすることになります。

１０月３１日	処分場設置者から都道府県への報告期限 【報告事項】当該年度上半期及び前年度の埋立処分量、維持管理に必要な費用の額、算定基礎等
１２月３１日	都道府県から処分場設置者への維持管理積立金額の通知期限
２月２８日	処分場設置者が独立行政法人環境再生保全機構へ維持管理積立金を積み立てる期限

Ⅶ．維持管理積立金の取り戻し（取り崩し）【規則第４条の１３】

維持管理積立金の取り戻しができるのは、次の場合となります。

- 埋立処分の終了後に維持管理を行う場合
- 都道府県知事の廃止の確認を受けた場合
- 算定基準に定める算定式により算定した数値がマイナスとなった場合
- 特定廃棄物最終処分場の許可が取り消された場合において、当該最終処分場について維持管理を行うとき

＜資料編＞

Ⅰ．税務手続書類（法人）

1．特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書

別表十二(六)　平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

① 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

特定廃棄物最終処分場の所在地	1		翌期繰越額の計算	期首特定災害防止準備金の金額		6	円
特定廃棄物最終処分場の名称	2			当期益金算入額	維持管理積立金の取戻しをした場合の益金算入額	7	
					同上以外の場合による益金算入額	8	
					計 (7)＋(8)	9	
当期準備金積立額	3	円		当期準備金積立額のうち損金算入額 (3)－(5)		10	
				期末特定災害防止準備金の金額 (6)－(9)＋(10)		11	
積立限度額 （当期中に独立行政法人環境再生保全機構に積み立てた維持管理積立金の金額）	4		貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている特定災害防止準備金		12	
				差引 (12)－(11)		13	
				当期分	貸借対照表の取崩不足額 (9)－((3)－(12)－前期の(12))	14	
積立限度超過額 (3)－(4)	5				当期に生じた差額の合計額 (5)＋(14)	15	
				前前期分以	前期末における差額 (前期の(13))	16	

法　0301－1206

2. 適用額明細書

FB4011

様式第一

平成　年　月　日

税務署長殿

収受印

自平成　年　月　日

至平成　年　月　日

事業年度分の適用額明細書

（当初提出分 ・ 再提出分）

納税地	電話（　　）　－	整理番号	
（フリガナ） 法人名		提出枚数	枚　うち　枚目
		事業種目	業種番号
法人番号		※税務署処理欄 提出年月日	平成　年　月　日
期末現在の資本金の額又は出資金の額	兆　十億　百万　千　円		
所得金額又は欠損金額	十億　百万　千　円		

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額（十億　百万　千　円）
第　条　第　項　第　号		
第　条　第　項　第　号		
第　条　第　項　第　号		
第　条　第　項　第　号		
第　条　第　項　第　号		
第　条　第　項　第　号		
第　条　第　項　第　号		
第　条　第　項　第　号		
第　条　第　項　第　号		
第　条　第　項　第　号		
第　条　第　項　第　号		
第　条　第　項　第　号		
第　条　第　項　第　号		
第　条　第　項　第　号		
第　条　第　項　第　号		
第　条　第　項　第　号		
第　条　第　項　第　号		
第　条　第　項　第　号		
第　条　第　項　第　号		
第　条　第　項　第　号		

当該適用額明細書を再提出する場合には、訂正箇所のみ記載するのでなく、すべての租税特別措置について記載してください。
OCR入力用（この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。）

この用紙はとじこまないでください

Ⅱ．税制根拠条文

① 租税特別措置法第２０条の２

（特定災害防止準備金）
第二十条の二
　青色申告書を提出する個人で廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項又は第十五条第一項の許可を受けたものが、平成十年六月十七日から平成三十二年三月三十一日までの期間内の日の属する各年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において、同法第八条の五第一項に規定する特定一般廃棄物最終処分場又は同法第十五条の二の四において準用する同項に規定する特定産業廃棄物最終処分場（以下この項から第三項までにおいて「特定廃棄物最終処分場」という。）の埋立処分の終了後における維持管理に要する費用の支出に備えるため、当該特定廃棄物最終処分場ごとに、当該特定廃棄物最終処分場につきその年において同法第八条の五第一項及び第二項（これらの規定を同法第十五条の二の四において準用する場合を含む。）の規定により独立行政法人環境再生保全機構に維持管理積立金として積み立てた金額（その年において同法第九条の五第三項（同法第十五条の四において準用する場合を含む。）の規定による地位の承継があつたときは、当該地位の承継につき同法第八条の五第七項（同法第十五条の二の四において準用する場合を含む。）の規定により積み立てたものとみなされた金額を含む。）のうち同法第八条の五第一項（同法第十五条の二の四において準用する場合を含む。）に規定する通知する額に相当する金額以下の金額を特定災害防止準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その積立てをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

２　前項の特定災害防止準備金を積み立てている個人が維持管理積立金の積立てをしている特定廃棄物最終処分場について廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条の五第六項（同法第十五条の二の四において準用する場合を含む。）に規定する維持管理を行う場合において、同項の規定により当該特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の取戻しをしたときは、その取戻しをした日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額（その日までにこの項又は次項の規定により総収入金額に算入された、又は算入されるべきこととなった金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）のうちその取戻しをした維持管理積立金の額に相当する金額は、その取戻しをした日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

３　第一項の特定災害防止準備金を積み立てている個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。
一　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条第五項（同法第十五条の二の六第三項において準用する場合を含む。）の規定により特定廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けた場合　その確認を受けた日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額
二　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の二の二第一項若しくは第二項又は第十五条の三の規定により特定廃棄物最終処分場に係る同法第八条第一項又は第十五条第一項の許可が取り消された場合　その取り消された日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額
三　前項の取戻しをした場合以外の場合において廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条の五第六項（同法第十五条の二の四において準用する場合を含む。）の規定により特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の全部又は一部の取戻しをした場合（前二号に該当する場合を除く。）　その取戻しをした日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額のうちその取戻しをした維持管理積立金の額に相当する金額
四　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条の五第七項（同法第十五条の二の四において準用する場合を含む。）の規定により特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を有しないこととなった場合（次号に該当する場合及び当該個人の死亡により当該個人の相続人が事業を承継した場合を除く。）　その有しないこととなった日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額
五　事業を廃止した場合　その廃止した日における特定災害防止準備金の金額
六　前項、前各号及び次項の場合以外の場合において特定災害防止準備金の金額を取り崩した場合　その取り崩した日における当該特定災害防止準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

４　第一項の特定災害防止準備金を積み立てている個人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となった事実のあつた日又はその届出書の提出をし

た日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日）における特定災害防止準備金の金額は、その日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。この場合においては、前二項及び第六項の規定は、適用しない。

５　前条第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

６　前条第六項から第八項までの規定は、第一項の特定災害防止準備金を積み立てている個人の死亡により当該個人の相続人が同項の特定災害防止準備金に係る事業を承継した場合について準用する。

② 租税特別措置法第56条

（特定災害防止準備金）
第五十六条
　青色申告書を提出する法人で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項又は第十五条第一項の許可を受けたものが、平成十年六月十七日から平成三十二年三月三十一日までの期間（第七項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、同法第八条の五第一項に規定する特定一般廃棄物最終処分場又は同法第十五条の二の四において準用する同項に規定する特定産業廃棄物最終処分場（以下この条において「特定廃棄物最終処分場」という。）の埋立処分の終了後における維持管理に要する費用の支出に備えるため、当該特定廃棄物最終処分場ごとに、当該特定廃棄物最終処分場（合併（適格合併を除く。）により合併法人に移転する特定廃棄物最終処分場を除く。）につき当該事業年度において同法第八条の五第一項及び第二項（これらの規定を同法第十五条の二の四において準用する場合を含む。）の規定により独立行政法人環境再生保全機構に維持管理積立金として積み立てた金額（当該事業年度において同法第九条の五第三項又は第九条の六第一項（これらの規定を同法第十五条の四において準用する場合を含む。）の規定による地位の承継があつたときは、当該地位の承継（適格合併、適格分割又は適格現物出資によるものを除く。）につき同法第八条の五第七項（同法第十五条の二の四において準用する場合を含む。）の規定により積み立てたものとみなされた金額を含む。）のうち同法第八条の五第一項（同法第十五条の二の四において準用する場合を含む。）に規定する通知する額に相当する金額以下の金額を損金経理の方法により特定災害防止準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特定災害防止準備金として積み立てたときを含む。）は、その積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

２　前項の特定災害防止準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十六第一項の特定災害防止準備金を含む。）を積み立てている法人が維持管理積立金の積立てをしている特定廃棄物最終処分場について廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条の五第六項（同法第十五条の二の四において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する維持管理を行う場合において、同法第八条の五第六項の規定により当該特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の取戻しをしたときは、その取戻しをした日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額（その日において当該特定廃棄物最終処分場に係る第六十八条の四十六第一項の特定災害防止準備金の金額（以下この項において「連結特定災害防止準備金の金額」という。）がある場合には当該連結特定災害防止準備金の金額を含むものとし、その日までにこの項又は次項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなった金額（同条第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には当該金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）のうちその取戻しをした維持管理積立金の額に相当する金額は、その取戻しをした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

３　第一項の特定災害防止準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十六第一項の特定災害防止準備金を含む。）を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合（適格合併、適格分割又は適格現物出資により当該特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を移転する場合を除く。）に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む事業年度（第四号イに掲げる場合にあっては、合併の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。
一　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条第五項（同法第十五条の二の六第三項において準用する場合を含む。）の規定により特定廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けた場合　その確認を受けた日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額

二　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の二の二第一項若しくは第二項又は第十五条の三の規定により特定廃棄物最終処分場に係る同法第八条第一項又は第十五条第一項の許可が取り消された場合　その取り消された日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額
三　前項の取戻しをした場合以外の場合において廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条の五第六項（同法第十五条の二の四において準用する場合を含む。）の規定により特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の全部又は一部の取戻しをした場合（前二号に該当する場合を除く。）　その取戻しをした日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額のうちその取戻しをした維持管理積立金の額に相当する金額
四　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条の五第七項（同法第十五条の二の四において準用する場合を含む。）の規定により特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を有しないこととなった場合（次号に該当する場合を除く。）　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額
イ　合併により合併法人に特定災害防止準備金に係る特定廃棄物最終処分場を移転したことにより当該特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を有しないこととなった場合　その合併の直前における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額
ロ　イに掲げる場合以外の場合　その有しないこととなった日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額
五　解散した場合（合併により解散した場合を除く。）　その解散の日における特定災害防止準備金の金額
六　前項、前各号、次項及び第五項の場合以外の場合において特定災害防止準備金の金額を取り崩した場合　その取り崩した日における当該特定災害防止準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

４　第一項の特定災害防止準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十六第一項の特定災害防止準備金を含む。）を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となった事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における特定災害防止準備金の金額は、その日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前二項、第九項、第十項及び第十二項の規定は、適用しない。

５　第一項の特定災害防止準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十六第一項の特定災害防止準備金を含む。）を積み立てている法人が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなった場合を含む。）は、当該事業年度終了の日における特定災害防止準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前三項、第九項、第十項及び第十二項の規定は、適用しない。

６　第五十五条の二第三項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

７　青色申告書を提出する法人で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項又は第十五条第一項の許可を受けたものが、指定期間内の日を含む各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）において、適格分割又は適格現物出資により特定廃棄物最終処分場を分割承継法人又は被現物出資法人に移転する場合において、当該特定廃棄物最終処分場の埋立処分の終了後における維持管理に要する費用の支出に備えるため、当該特定廃棄物最終処分場ごとに、当該特定廃棄物最終処分場につき当該事業年度開始の時から当該適格分割又は適格現物出資の直前の時までの間に同法第八条の五第一項及び第二項（これらの規定を同法第十五条の二の四において準用する場合を含む。）の規定により独立行政法人環境再生保全機構に維持管理積立金として積み立てた金額のうち同法第八条の五第一項（同法第十五条の二の四において準用する場合を含む。）に規定する通知する額に相当する金額以下の金額を当該直前の時に特定災害防止準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

８　前項の規定は、同項に規定する法人が適格分割又は適格現物出資の日以後二月以内に同項の特定災害防止準備金の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

９　第五十五条第十一項及び第十二項の規定は、第一項の特定災害防止準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八

条の四十六第一項の特定災害防止準備金を含む。）を積み立てている法人が適格合併により合併法人に特定廃棄物最終処分場を移転した場合（第六十八条の四十六第八項に規定する場合を除く。）について準用する。この場合において、第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは、「第六十八条の四十六第八項において準用する第六十八条の四十三第十項」とする。

１０　第一項又は第七項の特定災害防止準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十六第一項の特定災害防止準備金を含む。）を積み立てている法人が適格分割により分割承継法人に当該特定災害防止準備金に係る特定廃棄物最終処分場を移転した場合（同条第九項前段に規定する場合を除く。）には、その適格分割直前における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた特定災害防止準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割の日において有する第一項の特定災害防止準備金の金額（当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の特定災害防止準備金の金額）とみなす。

１１　第五十五条第十六項の規定は、前項又は第六十八条の四十六第九項の分割承継法人（その適格分割後において連結法人に該当するものを除く。）がその適格分割の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないときについて準用する。

１２　第一項又は第七項の特定災害防止準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十六第一項の特定災害防止準備金を含む。）を積み立てている法人が適格現物出資により被現物出資法人に当該特定災害防止準備金に係る特定廃棄物最終処分場を移転した場合（同条第十項前段に規定する場合を除く。）には、その適格現物出資直前における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額は、当該被現物出資法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物出資法人が引継ぎを受けた特定災害防止準備金の金額は、当該被現物出資法人がその適格現物出資の日において有する第一項の特定災害防止準備金の金額（当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の特定災害防止準備金の金額）とみなす。

１３　第五十五条第二十項の規定は、前項又は第六十八条の四十六第十項の被現物出資法人（その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。）がその適格現物出資の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないときについて準用する。

１４　第六項に定めるもののほか、第一項から第五項まで及び第七項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

③　租税特別措置法第 68 条の 46

（特定災害防止準備金）
第六十八条の四十六
　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、第五十六条第一項に規定する許可を受けたものが、平成十四年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの期間（第六項において「指定期間」という。）内の日を含む各連結事業年度において、同条第一項に規定する特定廃棄物最終処分場（以下この条において「特定廃棄物最終処分場」という。）の埋立処分の終了後における維持管理に要する費用の支出に備えるため、当該特定廃棄物最終処分場ごとに、当該特定廃棄物最終処分場（合併（適格合併を除く。）により合併法人に移転する特定廃棄物最終処分場を除く。）につき当該連結事業年度において同項に規定する維持管理積立金として積み立てた金額のうち同項に規定する通知する額に相当する金額以下の金額を損金経理の方法により特定災害防止準備金として積み立てたとき（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特定災害防止準備金として積み立てたときを含む。）は、その積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

２　前項の特定災害防止準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条第一項の特定災害防止準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が維持管理積立金の積立てをしている特定廃棄物最終処

分場について廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条の五第六項（同法第十五条の二の四において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する維持管理を行う場合において、同法第八条の五第六項の規定により当該特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の取戻しをしたときは、その取戻しをした日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額（その日において当該特定廃棄物最終処分場に係る第五十六条第一項の特定災害防止準備金の金額（以下この項において「単体特定災害防止準備金の金額」という。）がある場合には当該単体特定災害防止準備金の金額を含むものとし、その日までにこの項又は次項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなった金額（同条第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には当該金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）のうちその取戻しをした維持管理積立金の額に相当する金額は、その取戻しをした日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

３　第一項の特定災害防止準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条第一項の特定災害防止準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合（適格合併、適格分割又は適格現物出資により当該特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を移転する場合を除く。）に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む連結事業年度（第四号イに掲げる場合にあっては、同号イに規定する合併の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。
一　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条第五項（同法第十五条の二の六第三項において準用する場合を含む。）の規定により特定廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けた場合　その確認を受けた日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額
二　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の二の二第一項若しくは第二項又は第十五条の三の規定により特定廃棄物最終処分場に係る同法第八条第一項又は第十五条第一項の許可が取り消された場合　その取り消された日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額
三　前項の取戻しをした場合以外の場合において廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条の五第六項（同法第十五条の二の四において準用する場合を含む。）の規定により特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の全部又は一部の取戻しをした場合（前二号に該当する場合を除く。）　その取戻しをした日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額のうちその取戻しをした維持管理積立金の額に相当する金額
四　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条の五第七項（同法第十五条の二の四において準用する場合を含む。）の規定により特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を有しないこととなった場合（次号に該当する場合を除く。）　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額
イ　合併（連結子法人が被合併法人となる合併にあっては、その合併の日が法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日（第八項において「連結親法人事業年度開始の日」という。）である場合の当該合併に限る。）により合併法人に当該特定災害防止準備金に係る特定廃棄物最終処分場を移転したことにより当該特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を有しないこととなった場合　その合併の直前における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額
ロ　イに掲げる場合以外の場合　その有しないこととなった日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額
五　解散した場合（合併により解散した場合を除き、連結子法人の破産手続開始の決定による解散にあってはその破産手続開始の決定の日が連結事業年度終了の日である場合に限る。）　その解散の日におけるその解散した連結親法人又は当該連結子法人の有する特定災害防止準備金の金額
六　前項及び前各号の場合以外の場合において特定災害防止準備金の金額を取り崩した場合　その取り崩した日における当該特定災害防止準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

４　第一項の規定は、同項に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人については、適用しない。
一　連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人
二　連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人
三　清算中の連結子法人

５　第六十八条の四十三の二第四項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

６　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、第一項に規定する許可を受けたものが、指定期間内の日を含む各連結事業年度において、適格分割又は適格現物出資により特定廃棄物最終処分場を分割承継法人又

は被現物出資法人に移転する場合において、当該特定廃棄物最終処分場の埋立処分の終了後における維持管理に要する費用の支出に備えるため、当該特定廃棄物最終処分場ごとに、当該特定廃棄物最終処分場につき当該連結事業年度開始の時から当該適格分割又は適格現物出資の直前の時までの間に第五十六条第七項に規定する維持管理積立金として積み立てた金額のうち同項に規定する通知する額に相当する金額以下の金額を当該直前の時に特定災害防止準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、当該連結子法人のうち清算中のものについては、この限りでない。

７　前項の規定は、同項の連結親法人が適格分割又は適格現物出資の日以後二月以内に同項の特定災害防止準備金の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

８　第六十八条の四十三第十項の規定は、第一項の特定災害防止準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条第一項の特定災害防止準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格合併（連結子法人が被合併法人となる適格合併にあっては、その適格合併の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格合併に限る。）により合併法人に特定廃棄物最終処分場を移転した場合について準用する。
９　第一項又は第六項の特定災害防止準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条第一項の特定災害防止準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格分割により分割承継法人に当該特定災害防止準備金に係る特定廃棄物最終処分場を移転した場合には、その適格分割直前における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた特定災害防止準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割の日において有する第一項の特定災害防止準備金の金額（当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、同条第一項の特定災害防止準備金の金額）とみなす。

１０　第一項又は第六項の特定災害防止準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条第一項の特定災害防止準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格現物出資により被現物出資法人に当該特定災害防止準備金に係る特定廃棄物最終処分場を移転した場合には、その適格現物出資直前における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額は、当該被現物出資法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物出資法人が引継ぎを受けた特定災害防止準備金の金額は、当該被現物出資法人がその適格現物出資の日において有する第一項の特定災害防止準備金の金額（当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、同条第一項の特定災害防止準備金の金額）とみなす。

１１　第一項から第三項まで及び第六項の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。